

湯沢町起業型地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 湯沢町における地域課題の解決や地域力向上に資する起業又は事業承継（以下「起業等」という。）を目指す地域外の人材を積極的に支援し、その定住・定着を図り、もって地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、起業型地域おこし協力隊（以下「起業型協力隊」）を設置する。

(公募)

第2条 町長は、起業型協力隊の隊員（以下「隊員」という。）を採用しようとするときは、町のホームページ等に募集要項等を掲載し、公募する。

2 隊員になろうとする者は、湯沢町起業型地域おこし協力隊応募申込書（第1号様式）に必要書類を添え、町長に提出しなければならない。

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 前条第2項の時点において、住民票及び生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の対象地域を除く。）であり、隊員を委嘱された場合、湯沢町へ住民票及び生活の拠点を異動できる者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (3) 20歳以上概ね35歳以下の者
- (4) 地域課題の解決や地域力向上に強い志を有し、かつ起業家精神に富み、心身ともに健康で熱意を持って活動できる者
- (5) 町内に定住する意欲がある者
- (6) 普通自動車運転免許を有する者
- (7) パソコンの一般的な操作ができる者

(委嘱等)

第4条 町長は、隊員の選考を行い、委嘱の是非について起業型地域おこし協力

隊(採用・不採用)決定通知書(第2号様式)により通知し、委嘱する。

- 2 隊員の委嘱期間は、委嘱の日から1年以内とし、年度を超えないものとする。
- 3 隊員は、委嘱の日から3年を超えない範囲で再任することができるものとする。
- 4 隊員は、委嘱期間中は、湯沢町外に住所を異動してはならない。

(隊員の活動)

第5条 隊員は、地域課題の解決や地域力向上につながる起業等のための活動のほか、町長が委託する次に掲げる地域協力活動を行う。

- (1) 地域おこし活動(地域の課題やニーズの解決に向けた活動)
- (2) 地域資源の保全、発掘、振興に関する活動
- (3) その他地域の活性化と地域力の維持・強化に必要な活動

(連携)

第6条 隊員は、前条の活動を行うに当たって、町及び関係機関との緊密な連携を保たなければならない。

(解嘱)

第7条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該隊員を解嘱することができる。

- (1) 法令、条例、規則等に違反したとき。
- (2) 隊員として、ふさわしくない非行があったとき。
- (3) 地域協力活動を怠ったとき。
- (4) 地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (5) 心身の故障のため、地域協力活動の遂行が困難になったとき。
- (6) 町外へ転出したとき。

(退任)

第8条 隊員は、委嘱期間中に退任しようとするときは、起業型地域おこし協力隊隊員退任申請書(第3号様式)を提出し、町長の承認を得るものとする。

(身分証明書)

第9条 町長は、隊員に身分証明書(第4号様式)を交付するものとする。

- 2 隊員は、地域協力活動に従事するときは、身分証明書を常に携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 隊員は、身分証明書を他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 4 隊員は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに町長に報告しなければならない。
- 5 隊員は、退任したときは、直ちに身分証明書を町長に返還しなければならない。

(活動報告)

第10条 隊員は、地域協力活動に従事したときは、起業型地域おこし協力隊活動日報(第5号様式。以下「日報」という。)を作成し、翌月の5日までに起業型地域おこし協力隊活動月報(第6号様式。以下「月報」という。)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、3月の活動に係る提出については、同月31日までに行うものとする。

- 2 隊員は、起業型地域おこし協力隊活動年報(第7号様式。以下「年報」という。)を作成し、委嘱期間中の毎年度3月31日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定によるほか、隊員の委嘱期間の終期が年度末でない場合は、委嘱期間の最終年度に年報を作成し、委嘱期間の最終日までに町長に提出しなければならない。
- 4 隊員は、委嘱期間の途中で退任したとき、又は解嘱されたときは、事由発生日から起算して5日以内に日報、月報及び年報を提出するものとする。

(委託料及び活動経費等)

第11条 町長は、前条第1項に規定する日報及び月報の内容を審査し、適正と認められるときは、隊員に対し、地域協力活動の対価として委託料を支払うものとする。ただし、町との雇用関係は存在しないものとする。

- 2 前項の委託料の額は、月額200,000円とする。
- 3 隊員の住居(活動拠点)借上費、活動車両費、活動車両燃料費及び傷害保険料等の地域協力活動に必要な経費については隊員ごとに協議の上、前2項の委託料とは別に町が負担する。
- 4 前項のほか、地域協力活動に必要な出張、消耗品、事務機器及び携帯電話等で、町長が必要と認める経費については、予算の範囲内において町が負担する。

ただし、出張に係る経費のうち、鉄道・車・船賃等、宿泊費及び日当については、湯沢町職員旅費支給に関する条例(昭和30年条例第22号)を準用した金額の範囲内とし、燃料費、高速道路使用料及び駐車場使用料等については、実費相当額の範囲内とする。

(町の役割)

第12条 町長は、隊員の活動が円滑に実施できるように、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 隊員の活動計画の作成協力
- (2) 隊員の地域協力活動に関する調整
- (3) 隊員の起業等に向けての支援
- (4) 隊員の住居等の確保についての支援
- (5) 隊員の任期終了後の定住支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、隊員の地域協力活動に関して必要な事項

2 町長は、隊員の活動を支援するため、前項の業務のほか、必要な事務を法人又は団体(以下「委託法人等」という。)に委託することができる。この場合における委託の内容は、この要綱によらず委託法人等との協議により決定するものとする。

(秘密の保持)

第13条 隊員は、活動で知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。